

個人情報の公開に関するガイドライン

笠松町立松枝小学校

第1条 このガイドラインでは、学校が児童の人権を尊重し、安全かつ効果的な学習活動ができ、地域に開かれた学校づくりを推進することを目的に、インターネットや通信物を利用した教育活動を実施する際に遵守すべき規準を示す。

（インターネットの基本理念）

第2条 インターネットは、教育環境の質的な改善・充実のために活用し、情報教育の充実及び情報活用能力の育成を目的とする。

第3条 その利用にあたっては、児童に情報モラルや情報の適切な判断、その特性を理解させるとともに、関係者の個人情報の保護に努める。

（管理・運用体制）

第4条 校長は、前述の目的を達成するために、校内に情報教育推進委員会を設置する。

第5条 インターネット接続機器、システム一式、Webページ等の発信及び受信内容の管理責任者は、校長とする。

第6条 校長は、学校でのインターネット利用に関する校内規約(児童用・教職員用引き)を作成する。

第7条 ネットワークに接続するコンピュータで個人情報が外部に漏れることのないよう配慮する。不正アクセスやウイルス防止の対策をする。

（インターネットの利用）

第8条 校内でインターネットを利用できる者は、教職員及び校長が特に認めた者とし、児童は教職員の管理の下に利用する。

第9条 インターネットの利用は教育活動を目的とし、「情報の発信」「情報の収集」「情報の交流」および「教材作成」に利用できる。

（公式ホームページと情報の発信）

第10条 学校において情報を発信するホームページは、校長の承認を得る。

(1) 管理責任者は、学校からのメッセージを地域・保護者に積極的に発信する。

(2) 教職員および児童は、個人または私的組織として開設しているWeb ページ上では、公的名称を使用したり、または公的Web ページと誤解されるようなページを作成・開設したりしない。

第11条 情報を発信する場合は、次に掲げる内容を基本とする。

(1) 写真複数の児童が写っている写真は、個人を特定することができないものに限る。

(2) 氏名は原則として掲載しない。記事掲載の目的から情報の掲載が必要である場合に限り、氏名の「姓」に限定して掲載する。

(3) Web ページには、住所、電話番号、生年月日、家族構成などの個人情報は掲載しない。

（個人情報の保護）

第12条 個人情報とは、特定の個人が識別されるか又は識別され得るものをいう。

第13条 情報の発信には、次の点に留意し、学校は児童の個人情報を保護する。

(1) インターネットには、原則として個人情報を発信しない。ただし、教育利用として、必要があると認められるときは、児童の個人情報の一部を発信することができる。

(2) インターネットに個人の著作物や個人が特定できる写真を掲載する場合を想定して、児童及び保護者に対して、その目的・掲載内容を十分説明した上で、年度の初めに事前承諾を得る。なお、既に報道・出版等で公にされている個人情報も同様の扱いをするものとする。

(3) 発信内容の訂正や取り消しの要請、発信内容に関する苦情や指摘等を受けた場合は、速やかに推進委員会で協議し、適切な処置をとる。

（配慮事項）

第14条 学校は、インターネットの利用に際して、次の点に配慮する。

(1) 発信する情報（文章、絵画、写真、音楽等）は、その著作権・肖像権に十分配慮する。

(2) 情報の著作権は情報化社会の基本的なルールとして、正しく理解できるように努める。

(3) 個人情報を掲載の危険性やネットワーク利用におけるモラルや基本的なマナーを十分指導し、情報発信者としての自覚と責任を、児童が正しく理解できるように努める。

(4) 児童が違法行為に関わることをないようにする。

(5) インターネットに接続する場合には、児童の健全な育成を妨げる恐れある情報に、児童が触れることのないよう万全の配慮を行う。

(6) 児童個人のメールアドレスは発行しない。

（インターネット以外の情報発信）

第16条 学校・学年・学級などより発行される通信物やPTA会報、更に教育関係機関誌等に、個人情報（特に、肖像）が掲載される場合には、インターネットでの個人情報の保護規定に準ずる。

（規定の見直し）

第17条 インターネットで使われている技術や社会情勢は、進歩・変化が非常に激しい。最新の動向に注意を払い、変化に対応するよう見直しをしなければならない。

付則・この規約は平成28年5月1日から施行する。